

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年十二月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百四十七号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令  
内閣は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イの表中「百万分の十（厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあつては、厚生労働省令で定める数値）」を「百万分の六」に、「十七度」を「十八度」に改める。

附則  
この政令は、令和四年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 後藤  
内閣総理大臣 岸田  
文雄

○厚生労働省令第百九十九号  
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和三年政令第三百四十七号)の施行に伴い、並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第六条第一項及び第十条の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第一号)の一部を次の表のよう改定する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後	
	改	正	後	
	改	正	前	(傍線部分は改正部分)
第五条 (略)				
第二条 削除				
（略）				
（建築物環境衛生管理技術者の選任）				
第五条 (略)				
第二条 令第二条第一号イの表の第二号の厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物は、大気中ににおける一酸化炭素の含有率がおおむね百万分の十を超えるため、居室における一酸化炭素の含有率がおおむね百万分の十以下になるように空気を浄化して供給することが困難である建築物とし、同号の厚生労働省令で定める数値は、百万分の二十とする。 (建築物環境衛生管理技術者の選任)				
第五条 (略)				
第二条 削除				
（帳簿書類）				
第二十条 特定建築物所有者等は、次の各号に掲げる帳簿書類を備えておかなければならぬ。 一・二 (略) 三 第五条第二項の規定による確認の結果(同条第四項の規定による意見の聴取を行つた場合は当該意見の内容を含む)を記載した書面 四 (略)				
2 前項第一号及び第四号の帳簿書類は、五年間保存しなければならない。				
（帳簿書類）				
第二十条 特定建築物所有者等は、次の各号に掲げる帳簿書類を備えておかなければならぬ。 一・二 (略) 三 (新設) 四 (略)				
2 前項第一号及び第三号の帳簿書類は、五年間保存しなければならない。				

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則